

## 二、著作権フリーC.D.の製作へ

### 1. 連盟の認定教室

これが、この横暴な「著作権協会」との闘争のスタートであった。

そこに名古屋での裁判の結果が、複雑に絡んでくることになる。

連盟としては、丁度、認定教室の認定が始まった時期であり、傘下の教室にはその時から、監督・指導しなければならない（法律を遵守する）義務が生じて、それ以前の監督責任は生じない筈、と食い下がったが、裁判で勝った JASRAC 側は強気で、聞く耳を持たない状況であった。

協議に応じない為、学校に無料で配布する「D.V.D.」に使用する著作権料を文書で問い合わせたところ、100万円を超える請求書が届いたのである。一曲約1分間、それを12曲使うだけでこの料金である。これからも、引き続き「学校教育の為のD.V.D.」の製作を行う予定であった。この事で、我々はどの道を行くべきか？との重大な選択を迫られる事になったのである。

平成11年4月から、風適法の改正により連盟も「P.D.I.の認定講習と試験」が行える様になり、資格を付与し、合わせて認定教室制度が発足した。

前述した如く全国のダンス教室の内、連盟の認定教室は過半数を超え、その後も増え続けているのである。

正に日本のダンス教授所を代表する利用団体であることは明らかである。

しかし、全国の約2,500ヶ所のダンス教室の内、約1,000ヶ所の教室が、著作権使用料を支払っていなかった。仮にJASRACの計算方式で、全国の約1,000ヶ所の教室の未払い使用料を換算すると、この訴訟の実質的な争額額は62億円余りとなる。最も、全国全ての教室に業者を派遣し、テープに録音することは不可能であろうが…。

財団法人の寄附行為の第4条（事業目的）に「ボールルームダンス教室の健全な育成、指導及び助言」が追加され、連盟としても理事会に於いて「遵法精神に則り、会員に対し指導する様に」との決議がなされ、その認定教室の監督責任を資格審議委員会に負わされていることから我々も放置しておくことは出来ない状況にあった。

然し、JASRACが望む如く、10年以上前から未払いの著作権料を、会員から徴収することは出来ない。連盟が風適法改正により「認定教室」を認定し始めたのは、平成11年の暮れ頃であったし、その多くは12年から13年にかけてであった。

我々が最大限に譲歩しても、遡及期間は過去3年間であった。それと、愛知県の7件の教授所の法外な著作権使用料を幾分でも軽減することと、群馬

県など、支局長など上の者から「支払わない様に」通達を受けていた教授所の経営者にも、何とかその料金の軽減を図ってあげたいと思った。

## 2. 始めの頃の使用料

昭和45～46年当時、東京教授所協会・組合とJASRACが協定したものは、30分のレッスン料金5,000円迄、部屋の大きさ60㎡までは、1曲の使用料が40円で、一方がこれを超えれば20円増し、両方が越えると、もう20円増しの80円となっている。然し、これを団体契約手続きすれば、1ヶ月3,000円、即ち1日分120円、つまり3曲分の支払いで良い！と言っているのである。(割安感を提示し契約させた)

更に、団体契約をした場合は20%引き、年間の料金(12カ月分)を前払いすると、そこから10%引き、合計28%引きの2160円となるのである。従って、年間25,920円の筈であった。

今から思うと、他の団体に先駆けて、何とか協議を成功させたいとの思惑が垣間見えてくる。

然し、今回の愛知県のように、JASRACと団体契約を結んだ後で支払っていない所があると、名古屋で、調査員が証拠となるテープを持ち込んで、1日に24曲から119曲の25日分、平均して1カ月、178,500円。40カ月分だと714万ということになる。これも可笑しい料金設定ではなからうか？

2,160円の40カ月分であれば「86,400円」であるのに、JASRACが契約したと称する計算方式だと「7,140,000円」になるのである。82.6倍強になってしまうのだから無茶苦茶である。(これもダンス協会が同意したものか?)

後日、JASRACと協議を開始してから、私が直接問い質したことを記録からなるべく正確にお伝えしたいと思う。

篠田「何故、ダンス教室には昭和46年当時から著作権料を請求していたのに、他の教室(ジャズダンスなど)には請求しなかったのですか？」

担当者「それらの協会に協議を持ちかけたが、協議に応じなかったもので…」

篠田「45～46年頃、協議に応じたダンス界が馬鹿だったのですか？正直者が馬鹿をみた事になったのですか？」(協議が無ければ、裁判もなかった?)

担当者「 … … 」

篠田「若しその時にダンス界が同意しなかったならば、3年前に著作権等管理事業法が制定するまで支払わずに済んだ事になったのではないですか？」

担当者「 … … 」

篠田「我々のダンス教室とジャズダンスやエアロビクスなどの教室とは何処が違うと認識しているのですか？」

返答に窮したJASRACの担当者は「当時の文科省からエアロビクスなどはスポーツだから考えてやってくれ、と言われたので…」

これを読んでどう感じるだろうか？ 警察庁の「風適法」同様、我々のダンスを、卑しいもの・他のスポーツより一段と低く見ているのであろうか？

私は、JASRACに何度も足を運びながら、その根本的な解決策を練っていた。著作権協会の様な、大きく、そして文科省の天下りを受け入れ、その庇護を受けている所とまともに闘うには、我々も武器を持たなければとても闘えるものではない。ただ負けて尻尾を巻くなどは絶対に厭であった。

そして辿り着いた結論は、ただ一つ、それは、人によっては、無謀とも思われるといえる「著作権フリーC.D.の作製」であった。

JASRACが余りにも強硬な態度を取り、全ての教授所に値上げを求めるのであれば、会員の為にも「自衛手段」を講じておくことが望ましいと思つた。

その為には、連盟がダンス音楽のC.D.を製作するか、又はN.A.や舞サウンドの様なC.D.を製作した所とタイアップして、著作権料を支払わなくても営業できる体制を作り上げられる様にすることであろう。

JASRACが勝ち誇っている今が、反撃のビッグチャンスであると思つた。

連盟がダンス音楽のC.D.を製作することは、事業としても利益を生み出す事となるから一挙両得ではあるが、N.A.や全ダ連の反対など問題も多い。

また、1枚のC.D.を作製する為には1,000万円近い経費が掛かる。従つて、今年度の予算内では製作できない。

ダンススクールが営業するのに必要なC.D.は、少なくとも10枚以上が必要であり、その後も毎年、少なくとも4~5枚のリリースが望ましい。

前述した「舞サウンド」やN.A.と提携して、著作権の発生しないC.D.を出るだけ多く製作して貰い、我々も販売に協力することも重要な事である。

私が「著作権フリーC.D.」を提案したらば、直ぐに玉井NATD会長から電話が入った。どこから漏れたか知らないが、N.A.が現在製作中のダンス音楽C.D.の売れ行きが悪くなるから辞めてくれ！と言う。

NATDのC.D.を作製した時も私が第1集から第3集まで前面に立って作つたものであった。全ての選曲から、プレーヤーをコロビアの録音専用スタジオに集めて録音に立ち会つてダメ出しをして、製作したものであった。

その時は収入源としての製作だったが、今回は全国のダンス関係者を著作権協会からの不利益から守る、という難問を抱えてのC.D.作製であったから、出来るだけ反対の組織を作ることは避けねばならない。

私から提案したのは、N.A.が著作権フリーのC.D.を製作してくれるならば、連盟が組織を挙げてそのC.D.の販売を手伝う、というものであった。

しかし、いくら待つても著作権フリーC.D.の作製は見えてこなかった。資格審議委員会と常務理事会に諮つて、翌年度の予算に「著作権フリーC.D.」の製作の為の予算を計上することにした。

### 3. 調査・製作会社の決定、曲目の選定

直ちに、資格審議の総力を結集して C.D. 作製の為の準備を始めた。  
既に、英国の多くの C.D. 同様、コンピューターで作ることは決定していた。  
江古田駅の近くに、小さいが良心的で手頃な会社が見つかった。

契約する前に、P.D. 曲の選定から試作の曲を作製して貰って、委員会の全員の前で聴取をし、気に入らない所を手直しするなど、思ったよりも時間が経過するのは致し方なかった。その為、翌年度の収支計画書の中にこの C.D. の製作の為の予算を計上する余裕が充分に取れたのは幸いとなった。

机上計算では、C.D. の製作費は、最初の 5,000 枚は 750 万円、その後 100 枚で 10 万円。即ち、5,000 枚までは、1 枚あたり 1,500 円、以後は 1,000 円。

販売価格は定価 2,800 円、会員価格 1 割引 2,520 円、団体と教室への委託販売は 2 割引 2,240 円、と決定。競技会等の賞品用としては 1 枚 1,600 円（原価）で処理することとした。

認定教室への委託販売に当たっては、10 枚以上売り上げて戴いた教室には、次回に 1 枚をサンプルとして差し上げる。従って、約 3 割引となる。

採算点は、3,650 枚であり、その枚数を越えたところで第 3 集を製作することとする。即ち、第 2 集が採算点を越えた時点で第 4 集の製作となる。

製作にあたっては、アンケート調査、毎回の委員会に於ける試聴・討論会、業者に対する「ダメ出し」など手を尽くしたが、バンドマンが各自ブース（個室）に入って調整室で録音するのとは比べると音質、特に生きた音色に欠けるのと遊びが無いのは致し方なかった。

英国の様に、それを歌（合唱）によってカバーする方法もあったが、ラテンでは特別に一人、パーカショニストを頼んで曲の上に被せ、パーカッション（ラテン特有の打楽器）例えば、ボンゴ、コンガ、マラカス、クラベス、ギロ、アゴゴ、カバサ等で補い、スタンダードでは、一曲の中に緩急・強弱やリズムも単に「1.2.3.」ではなく、「1.2.3.a」とか「a.1.a.2.3.a.」などリズムに変化を持たせ、単調にならない様にするなど、少しでも良い音楽・踊っていて楽しい音楽にしようと試みた。

当然、最初はダンス音楽を知らない業者と、我々などが手探りの状態であったが、発売枚数を重ねて行くに従って良くなっていると感じられた。

問題は、会員の教室を始め、アマチュアの人達も、このダンスに対して投げかけられた著作権協会の非道ともとれる対応に、如何に対抗するか、という正義感（我々だけが感じているのかもしれないが）を理解して戴くより他に方法はなかった。（どうか、途中で腰砕けにならない様に！）

現在、連盟の C.D. は、第 9 集まで発売して止まっているが、最初の第 4 集までの収支をここに公開しよう。

### 3. 著作権フリーC.D.曲 収支報告書 (平成17年9月30日現在)

#### 第1集

製作枚数 8,100枚 (当初5,000枚、増刷3,100枚)  
支出合計 11,494,000円  
(製作費 10,600,000円 消費税 530,000円 諸経費 364,000円)  
売上収入 12,717,320円 **収益 1,223,320円**  
在庫 1,901枚 4,258,240円 (2,240円=2割引きで計算して)

#### 第2集

製作枚数 6,060枚  
支出合計 9,352,000円  
(製作費 8,560,000円 消費税 428,000円 諸経費 364,000円)  
売上収入 11,338,950円 **収益 1,986,950円**  
在庫 663枚 1,485,120円 (同じく2割引として)

#### 第3集

製作枚数 5,050枚  
支出合計 7,927,500円  
(製作費 7,550,000円 消費税 377,500円 諸経費 364,000円)  
売上収入 7,927,500円 **収益 27,410円**  
在庫 1,386枚 3,104,640円 (同上)

#### 第4集

製作枚数 5,550枚  
支出合計 8,816,500円  
(製作費 8,050,000円 消費税 402,500円 諸経費 364,000円)  
売上収入 4,458,160円 **収益 △4,358,340円**  
在庫 3,113枚 6,973,120円 (同上)

以上の通り、第1集から第3集までの純益は、3,237,680円となる。

その上、在庫が7,000枚以上、15,800,000円以上になり、これらは、次のC.D.の発売に比例して、売り上げが伸びて行く事が見込まれていた。

反対に、第4集は発売早々の為、1,990枚程度で、-4,358,340円であるが、在庫は、3,113枚、(6,973,120円)が連盟本部及び団体や教室に委託となっている。後、1,660枚程度の販売で採算点に到達する。

第3集が採算点の3,650枚を販売済みであるので、現在、第5集の作製に取り掛かっているところである。

この様に、2枚ずつ交互に製作・販売して、この事業の見通しは「上々」.. J.A.S.R.A.C.に対抗する大きな武器になる筈であった。(但し継続が力である)